

## 様式第三十七（第13条関係）

### 変更後の認定新事業活動計画の内容の公表

1. 変更認定をした年月日  
令和5年5月19日
2. 変更後の認定新事業活動実施者名  
BEAM MOBILITY JAPAN株式会社
3. 変更後の認定新事業活動計画の目標  
ヘルメットを任意等とする特例措置を活用し、以下の目的の達成を目指す。
  - 電動キックボードの利用者及び他の交通主体の双方にとって安全・安心に利用されるような運営方法や仕組みについての検討
  - 電動キックボードの安全な公道走行に当たっての利用方法についての正しい理解の推進
  - 電動キックボードのシェアリングサービスが将来にわたり継続的に発展していくためのビジネスモデルの確立
4. 変更後の認定新事業活動計画の内容
  - (1) 新事業活動に係る事業の内容  
下記(2)に記載するエリアにおいて、一定期間、電動キックボードを利用する権利を付与し、利用者の走行データをGPSを介して収集する。本事業を通じて、電動キックボードの利用者及び他の交通主体の双方にとって安全・安心に利用されるような運営方法や仕組みについての検討を行うとともに、電動キックボードの安全な公道走行に当たっての利用方法についての正しい理解の促進を行い、電動キックボードのシェアリングサービスが将来にわたり継続的に発展していくためのビジネスモデルの確立、エリア内の回遊性の向上のデータ収集を行う。
  - (2) 新事業活動を行う場所の住所  
新潟県新潟市中央区、新潟県南魚沼市、京都府京都市の一部、大阪府大阪市、沖縄県那覇市
  - (3) 規制の趣旨に照らし、新事業活動と併せて実施することが必要となる措置の内容  
新事業活動計画に従って実施する事業が、次の1)、2)、3)をいずれも満たし、かつ本事業で使用される電動キックボード（以下「小型電動車」という。）が次の一定の基準を満たしていること。
    - 1) 貸し渡される小型電動車の走行速度その他の運転の状況に関する記録の作成を適切に行う旨が記載されていること。
    - 2) 貸し渡される小型電動車に係る交通事故があった場合その他当該新事業活動の安全な実施に支障が生じた場合における国家公安委員会、経済産業省、国土交通省への報告その他の必要な措置が行われる旨が記載されていること。
    - 3) 当該新事業活動を実施する区域として記載された区域内に交通の著しく頻繁な道路がないこと。

（一定の基準の内容）

ア 車体の大きさは、次に掲げる長さ、幅及び高さを超えないこと。

    - (ア) 長さ 140センチメートル
    - (イ) 幅 80センチメートル
    - (ウ) 高さ 140センチメートル

イ 車体の構造は、次に掲げるものであること。

- (ア) 原動機として、電動機を用いること。
- (イ) 15キロメートル毎時を超える速度を出すことができないこと。
- (ウ) 運転者席は、立席であること。

5. 変更後の新事業活動の開始時期及び終了時期

令和4年7月～令和5年6月

## 新潟県新潟市中央区

・ 青枠：実証エリア

・ 赤線：特例対象外区間

- ① 国道7号新潟バイパス（新潟市中央区紫竹山3）のみ
- ② 国道7号（新潟市中央区紫竹山3～栗ノ木橋交差点）
- ③ 県道新潟港沼垂線（栗ノ木橋交差点～万国橋交差点）
- ④ 国道8号線新潟バイパス（新潟市中央区紫竹山3～新潟市中央区美咲町2-4）
- ⑤ 国道49号亀田バイパス（新潟市中央区紫竹山3～新潟市中央区亀田早通）
- ⑥ 国道7号・国道116（新潟市中央区上大川前通六番町鏡橋交差点～新潟市中央区寄居町日銀前交差点）
- ⑦ 古町モール7 古町通七番町952番地（古町交差点）～古町通七番町1006番地1（古町新堀交差点）
- ⑧ 古町モール6 古町通六番町991番地（榎谷小路交差点）～古町通六番町974番の1（古町新津屋小路交差点）
- ⑨ 古町モール5 古町通五番町630番地（古町鍛冶小路交差点）～古町通五番町606番地（古町新津屋小路交差点）
- ⑩ 本町モール6 本町通六番町1141番の1（本町交差点）～本町通五番町1115番地（本町新津屋小路交差点）

・ 緑線：普通自転車専用通行帯

- ・ 南万代町14-22 第一八千代ビル前交差点～水島町4-17 興和ビル前交差点
- ・ 春日町100-5 鉄道建設株式会社北陸支店前～南万代町1031番地-20 黒井地所専用駐車場前（北側）

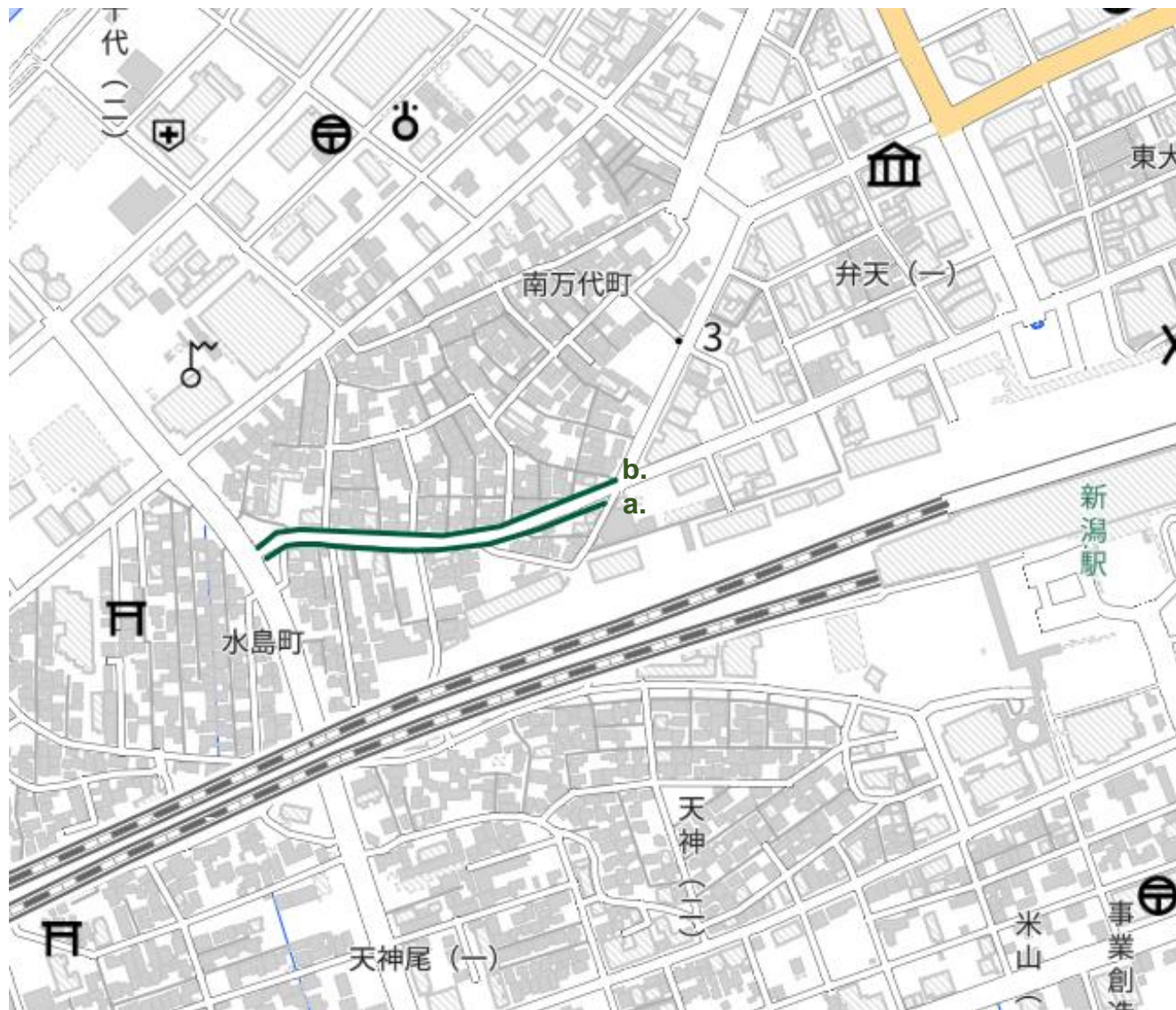
※2023/2/16 現在 今後変更の可能性あり



# 普通自転車専用通行帯の拡大図

BEAM MOBILITY JAPAN 株式会社

実証エリア：新潟県新潟市中央区



- 緑線：普通自転車専用通行帯
- a. 南万代町14-22 第一八千代ビル前交差点～水島町4-17 興和ビル前交差点
- b. 春日町100-5 鉄道建設株式会社北陸支店前～南万代町1031番地-20 黒井地所専用駐車場前（北側）



## 京都府京都市の一部

- 青枠：実証エリア

- 赤線：特例対象外区間

国道1号線 京都・大津市境～伏見区・久御山町境

国道9号線 京都市下京区堀川通五条～西京区大枝中塚原町（国道沓掛口交差点）

京都広河原美山線 中京区池元町（府道37号交差点）～下京区泉水町（国道1号交差点）

油小路通 第二京阪道路城南宮北出入口～新城南宮道

- 緑色：普通自転車専用通行帯

1. 洛北第二経14号線、洛北第二緯9号線～上高野幡枝線

2. 東一条通: 鞠小路通～川端通

3. 新町通: 下長者町通～下立売通

4. 押小路通: 猪熊通～美福通

5. 仁和寺街道: 西大路通～佐井通

6. 新町通: 七条通～塩小路通

7. 西洞院通: 東寺道～十条通

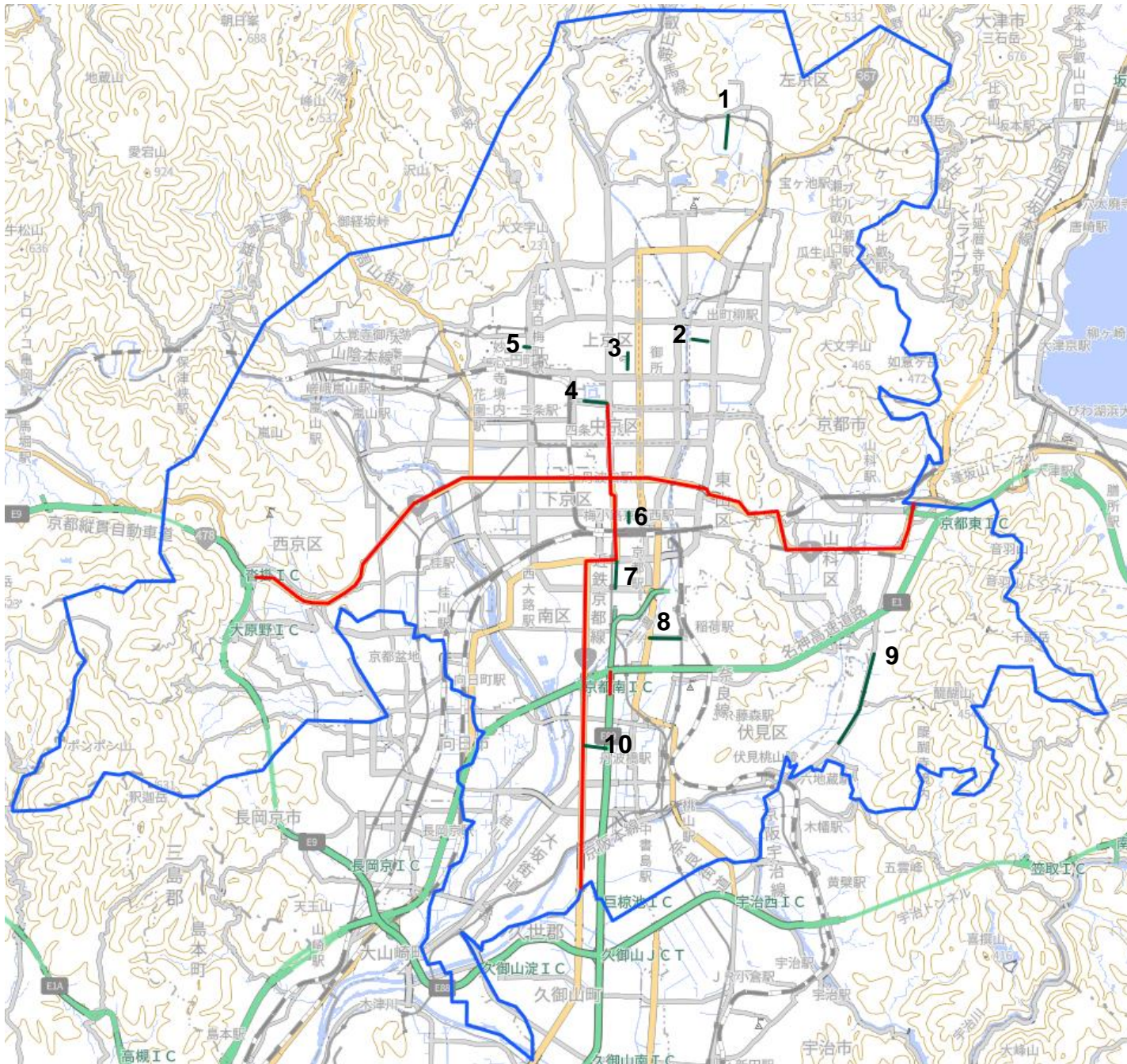
8. 中山稻荷線 師団街道～国道24号

9. 府道大津宇治線: 醍醐京道町～醍醐合場川

10. 毛利橋通: 油小路通～国道1号府道

出典：国土地理院ウェブサイトよりBeam Mobility Japan（株）にて加工作成

※2023/3/30 現在 今後変更の可能性あり

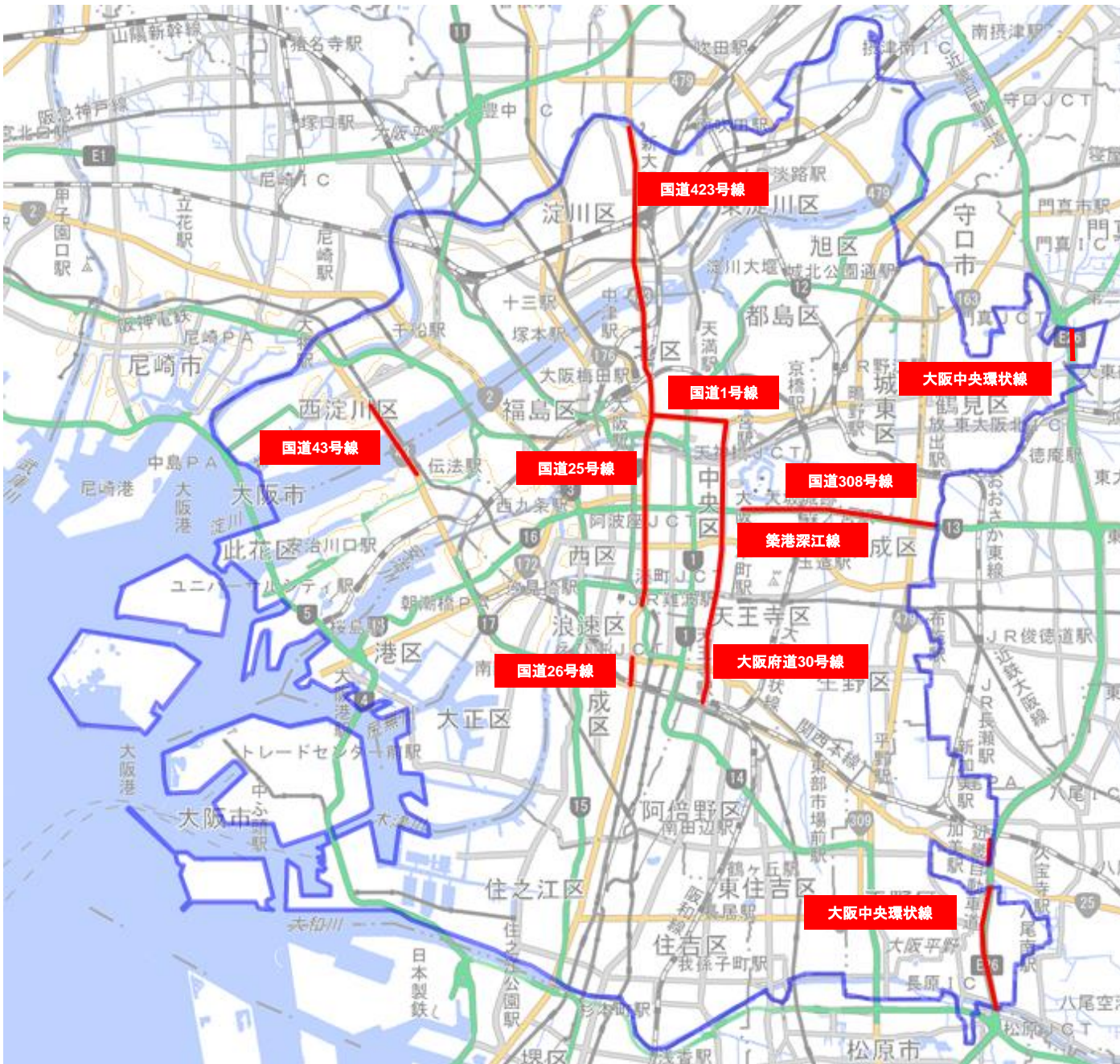


## 大阪府大阪市

青枠：実証エリア

赤線：特例対象外区間

- 国道423号：吹田市境～国道25号線に接続
- 国道25号：国道423号に接続～難波5丁目（難波西口交差は特例の対象区域に含む）
- 国道26号：浪速区戎本町1丁目（大国交差は特例の対象区域に含む）～西成区花園北1丁目（花園北交差は特例の対象区域に含む）
- 国道43号：新伝法大橋の高架部分
- 国道1号：北区曾根崎2丁目（梅田新町交差点は特例の対象区域に含む）～北区東天満2丁目（東天満交差点は特例の対象区域に含まない）
- 大阪府道30号線：北区東天満2丁目（東天満交差は特例の対象区域に含まない）～阿倍野区阿倍野筋1丁目（近鉄前交差点は特例の対象区域に含む）
- 築港深江線：中央区馬場町3番（法円坂交差は特例の対象区域に含む）～国道308号に接続
- 国道308号：東大阪市境～築港深江線に接続
- 大阪中央環状線：鶴見区茨田大宮1丁目～鶴見区安田2丁目、平野区加美東7丁目～平野区加美南5丁目、平野区長吉出戸3丁目～平野区長吉川辺2丁目



## 沖縄県那覇市

青枠：実証エリア

赤線：特例対象外区間

①一般国道331号

那覇市旭町114（明治橋交差点・高架道路を含む）～那覇市具志3丁目40（豊見城市境）

②一般国道332号・県道231号線

那覇市奥武山52付近～那覇市安次嶺14（安次嶺交差点）

③一般国道329号

那覇市鏡原37（とよみ交差点）～那覇市壺川3丁目（モノレール壺川駅付近までの高架道路）

④一般国道330号

那覇市末吉町3丁目（浦添市境）～那覇市安里365

那覇市安里358～那覇市安里388（安里駅前交差点）までの高架道路

那覇市古波蔵2丁目4付近～那覇市古波蔵3丁目2までの高架道路

⑤一般国道58号

那覇市旭町114（明治橋交差点）～那覇市曙3丁目1（浦添市境）

⑥一般国道82号

那覇市首里鳥堀町1丁目（鳥堀交差点）～那覇市上間196（上間交差点）

普通自転車専用通行帯：対象無し

自転車道：対象無し

